

豊能町建築確認申請取扱い指導要綱

(目的)

第1条 緑の空間のある快適な住環境をつくり、これを保持し後世に伝えるために秩序ある街づくりの行政指導を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、住宅販売を目的にした、ときわ台、東ときわ台、光風台、新光風台、希望ヶ丘住宅地区内における建築物及び施設に適用する。

ただし、都市計画法（法律第100号）による開発許可を受けたものを除く。

なお、建築協定及び地区計画にて別途定めのあるものについては、その旨を優先するものとする。

(一区画の敷地面積)

第3条 建築行為を行うときの1区画の面積は、第一種低層住居専用地域においては200㎡以上、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域においては150㎡以上、近隣商業地域においては100㎡以上とする。

ただし、既存の区画を変更しないもの及び町長が認めたものを除く。

(建築者の責務)

第4条 建築者は、建築協定、地区計画等により、建築に関する制限がある場合は、その規定及び豊能町環境保全条例を遵守し、快適な住環境の創造に努めなければならない。

(関係住民への説明)

第5条 建築者は環境上の障害等が生じないように、隣接土地利用者及び利害関係者に建築計画等を十分に説明すること。

(その他)

第6条 この要綱に関し必要な事項は、町長が定める。

(附則)

この要綱は昭和 57 年 9 月 10 日より適用する。

(附則)

この要綱は平成 14 年 5 月 16 日より適用する。

(附則)

この要綱は平成 20 年 9 月 19 日より適用する。

豊能町建築指導要綱施行基準

(趣旨)

第1条 この基準は豊能町建築確認取扱い指導要綱(昭和57年9月10日施行、平成20年9月19日改正。以下要綱という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 要綱において次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 既存の区画
住宅開発業者および公社、公団等が、住宅地開発を行った当初の区画をいう。
- 二 建築協定及び地区計画等
建築協定、地区計画、宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明等をいう。
- 三 環境上の障害等
日照障害、電波障害、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等をいう。

(一区画の敷地面積の特例)

第3条 要綱第3条の規定にする町長が認めたものとは、近隣商業地域においてこの基準が適用される以前より分筆されたもの及び用途地域全域において公共公益上必要な建築物の建築を目的とする場合をいう。

(附則)

この基準は、平成14年5月16日より適用する。

(附則)

この基準は、平成20年9月19日より適用する。